小・中・義務教育学校の保護者のみなさまへ

令和7年度就学援助制度のご案内

松江市では、お子さまが安心して学校に通えるよう、給食費や学用品費などの支払いにお困りの保護者の方に、それらの費用の全部または一部を援助しています。

この就学援助を希望される保護者の方は、次のことをよく読んで申請の手続きをしてください。

松江市　就学援助

こちらのQRコードで就学援助のHPをご覧いただけます

※生活保護（教育扶助）を受けている保護者の方は、申請手続は必要ありません。

1　対象となる世帯

① 松江市立の学校へ通学する児童生徒の保護者

② 松江市内に住所があり、市内の国私立学校または市外の学校（国私立除く）へ通学する児童生徒の保護者

①または②であって、次のいずれかに該当する方（世帯）が対象となります。

該当する項目	事情を明らかにする書類
① **生活保護が停止又は廃止**になった	不　要
② **市町村民税が非課税**になった	不　要 【令和６年１月２日以降の転入者は前住所地の課税証明書（写し可）】
③ **市町村民税が減免**になった	『市民税・県民税税額変更通知書』（写） ※税額変更(理由:減免)にかかるもの
④ **個人事業税が減免**になった	『減免通知書』（写）
⑤ **固定資産税が減免**になった	『減免（減額免除）決定通知書』（写）
⑥ **国民年金保険料が１/２以上の減免**になった	『国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書』（写）
⑦ **国民健康保険料が減免**になった	『国民健康保険料減免決定通知書』（写）
国民健康保険料の徴収が猶予になった	『徴収猶予決定通知書』（写）
⑧ **児童扶養手当を受給**している	『児童扶養手当証書』（写） 有効期限、受給者氏名、手当月額の記載されている面のコピー。
⑨ **生活福祉資金の貸付**を受けている	『生活福祉資金貸付決定通知書』（写）

⑩ ①～⑨に該当しないが、下記の事情がある場合	
(1)**収入（★）が少なく、学校への支払いが困難**	**不　要** 【令和6年1月2日以降の転入者は前住所地の課税証明書（写し可）】

★認定の目安となる世帯の収入　※おおまかな目安ですので、認定は審査の結果によります。

世帯人数	２人の場合	３人の場合	４人の場合	５人の場合
給与所得の金額 （年間給与収入額）	約１８６万円 （約２７８万円）	約２３７万円 （約３５０万円）	約２８５万円 （約４１２万円）	約３３２万円 （約４７０万円）

給与所得…給与収入額から控除額など必要経費を差し引いた額

年間給与収入額…給与や賞与から源泉徴収税などの差し引き前の額

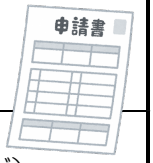

～～対象になるかどうか分からない時は、まず申請していただくことをおすすめします～～

(2)前年度又は当年度に**休職、退職等したため収入が著しく減った**	事情がわかるもの （『失業保険給付者証』（写）、『離職票』（写）など）
(3)連帯保証による債務･賠償金等、多額の医療費支出などの事情で経済的に困難	事情がわかるもの （借入金等の返済の状況や医療費の支出が分かるものの写しなど）

（該当する項目がふたつ以上ある場合は、いずれかひとつの項目の書類をつけて提出してください。）

◆◆就学援助の申請は毎年度必要です◆◆

申請する時に次のことをご確認ください

- **財産を形成する債務返済（ローン返済）は考慮していません。** ➡住宅取得や車の購入などです。
- **生計同一の方全てを審査対象とします。** ➡「単身赴任等により住民登録が別住所になっている場合」や「同一住所で世帯分離しているが同じ家に住んでいる場合」「同一住所で同じ敷地内の別棟に住んでいる場合」なども、基本的には生計同一とみなします。

  ※上記の状況でも、生計が別である場合には、それを証明する書類の提出が必要になります。
  （それぞれの電気・ガス・水道料金の領収書（写）、建物の賃貸契約書（写）など）
- **直近の収入により審査を行う場合があります。** ➡生計を維持する者の失業など、特別な事情により生計同一の者の収入が減少した世帯についてはご相談ください。

2 申請の方法

提出書類 （1）『**準要保護児童生徒認定 申請書（兼世帯票・委任状・承諾書・口座振替依頼書）**』

※『申請書』用紙は**12月中旬頃から、**学校・教育委員会学校教育課でお渡しできます。また、教育委員会ホームページからダウンロードできます。

（2）**通帳の写し**（口座の内容が確認できる部分）

（3）**事情を明らかにする書類** （「1 対象となる世帯」の表のとおり）

提出場所 **在校生の世帯** ・・・・・・・ 在籍している学校へ提出

新小学1年生のみの世帯 ・・ 就学指定校（就学通知書（12月末送付）に記載）へ提出

提出する時に次のことをご確認ください

- **市立小・中学校両方に兄弟姉妹がいる方（世帯）** ➡ 1枚の申請書に小学生・中学生を一緒に記入し、小学校に提出してください
- **国私立学校（島根大学教育学部附属義務教育学校・開星中学校・松徳学院中学校）に兄弟姉妹がいる場合** ➡ 学校ごとに申請書を提出してください。
- **R7.3.31までに松江市外に転出する方（世帯）** ➡ 申請できません。
- **R7.3.31までに転勤等で転出の可能性のある方（世帯）** ➡ 事前に教育委員会にご相談ください。

3 申請の受付期限（令和7年度当初からの認定）

提出締切日 おおむね1月中旬頃 の予定 ※ 必ず学校にご確認ください。

★令和7年度 新1年生（小・中）、義務教育学校7年生進級予定のお子さまがいる世帯へ★

重要です！！
対象の方はよく確認してください

新たに学用品等をそろえる経費として、「入学準備金」または「新入学学用品費」が支給されます。
内容・支給金額は同じですが、支給時期が違います。また、どちらか一方しか支給できません。

- ■ **提出締切日までに**申請書を提出された場合 ➡ **「入学準備金」として3月末に支給**
- ■ 提出締切日を過ぎ、**4月末までに**申請書を提出された場合 ➡ 「新入学学用品費」として5月末に支給

- **年度の途中でも各学校で随時受付をしています。**この場合、認定になれば、申請を受付した月からの認定になりますので、就学援助の利用をお考えの方は早めにご申請ください。

4 主な援助の内容　（参考：令和６年度支給額）

援助費目	対　象		年間支給額	備　考
入学準備金 ※1	小学校	就学予定者	５４，０６０円	３月１日付け認定者のみ該当 新入学学用品費との重複支給なし
	中学校	就学予定者	６３，０００円	
新入学学用品費 ※1	小学校	１学年	５４，０６０円	４月１日付け認定者のみ該当 入学準備金との重複支給なし
	中学校	１学年	６３，０００円	
学　用　品　費 **通 学 用 品 費**	小学校	１学年	１１，６３０円	月額：小1 1,050円 小2～6 1,260円 月額：中1 2,060円 中2・3 2,270円 上記月額×11 ヵ月（8 月除く）で換算し、年額との差引額は３月分として支給
		2～6学年	１３，９００円	
	中学校	１学年	２２，７３０円	
		２・３学年	２５，０００円	
通 学 費 ※ ２	バス・電車利用者		実　　費 （定期券購入代）	片道通学距離　　児童：４㎞以上 生徒：６㎞以上
校 外 活 動 費	参　加　者		実 費 ※３ （交通費、見学料）	遠足、宿泊研修等（泊有・泊無活動各１回分）
学 校 給 食 費	全　　員		現 物 支 給 （国立学校は実費）	
修 学 旅 行 費	参　加　者		実　　費 ※４	参加者全員が一律に負担する、交通費・宿泊費・見学料・記念写真代等 [概算額：出発から約１ヶ月後] [精算額：学校での精算完了後] ◆小学校又は中学校を通じてそれぞれ１回に限る
学 校 病 治 療 費 ※５	治療完了者 （医療機関に直接振込み）		実　　費	虫歯、中耳炎、ちくのう、結膜炎など指定された疾病の治療費。受診前に教育委員会学校教育課に医療券の申請をすること。
体育実技用具費	中学校・購入者		実　　費	体育の授業で必要な柔道又は剣道の用具一式（学校指定のもの）の購入費。 ◆在学中に１回のみの支給
ヘ ル メ ッ ト 購 入 費 ※ ２	中学校・購入者		実　　費	自転車通学の生徒が通学に使用するヘルメット（学校指定のもの）の購入費。 ◆在学中に１回のみの支給
オンライン学習通信費	自宅にオンライン学習が可能な通信環境を備えている世帯		１４，０００ 円 （世帯に定額支給）	家庭でインターネット利用の契約をし、オンライン学習の環境を備えている世帯に支給　※兄弟姉妹の人数にかかわらず、世帯に定額支給

（義務教育学校において後期課程の第７学年、第８学年及び第９学年をそれぞれ中学校第１学年、第２学年及び第３学年と読み替えます。中学校就学予定者には、義務教育学校第７学年への進級予定者を含みます。）

※1　入学準備金及び新入学学用品費は、他市区町村で受給した場合には支給しません。

※2　校区外、区域外、国私立学校在籍者は除きます。

※3　国私立学校在籍者及び区域外就学者は、前年度（中学校の宿泊のある場合のみ令和元年度）の市立学校平均額を上限とします。

※4　国私立学校在籍者及び区域外就学者は、前年度の市立学校平均額を上限とします。

※5　松江市立学校在籍者のみ支給します。

※　　申請時期、認定区分、就学状況等により支給費目、支給額の制限があります。

援助費（えんじょひ）の支給方法についてご確認ください

◆ 就学援助費の支払いは、各学校から教育委員会に提出された報告書（ほうこくしょ）に基（もと）づき行（おこな）いますので、保護者の方から教育委員会へ直接（ちょくせつ）手続きしていただく必要はありません。

◆ 教育委員会から保護者指定の金融機関（きんゆうきかん）口座に直接振（ふ）り込（こ）みます。保護者が校長（こうちょう）に援助費の受取（うけとり）を委任（いにん）された場合は、学校の口座に振り込みます。

5 申請書の提出から結果通知まで（年度当初の認定の場合）

提出された申請書を教育委員会で審査し、認定（または却下）の通知を、教育委員会から保護者の方に文書で郵送します。通知の時期は、申請書の提出日や新入生（７年生含む）の有無で異なります。

（随時受付はその都度、審査を行い結果を通知します。）

通知時期

① **学校が指定する締切日までに**提出した新入生（７年生含む）がいる世帯…3月上旬（認定、却下）

② ①以外の世帯 … ４月末（却下）、５月中旬（認定）

【申請から通知までの流れ】※ 図のうち、保護者の方が行う手続きは原則「申請書の提出」のみです。

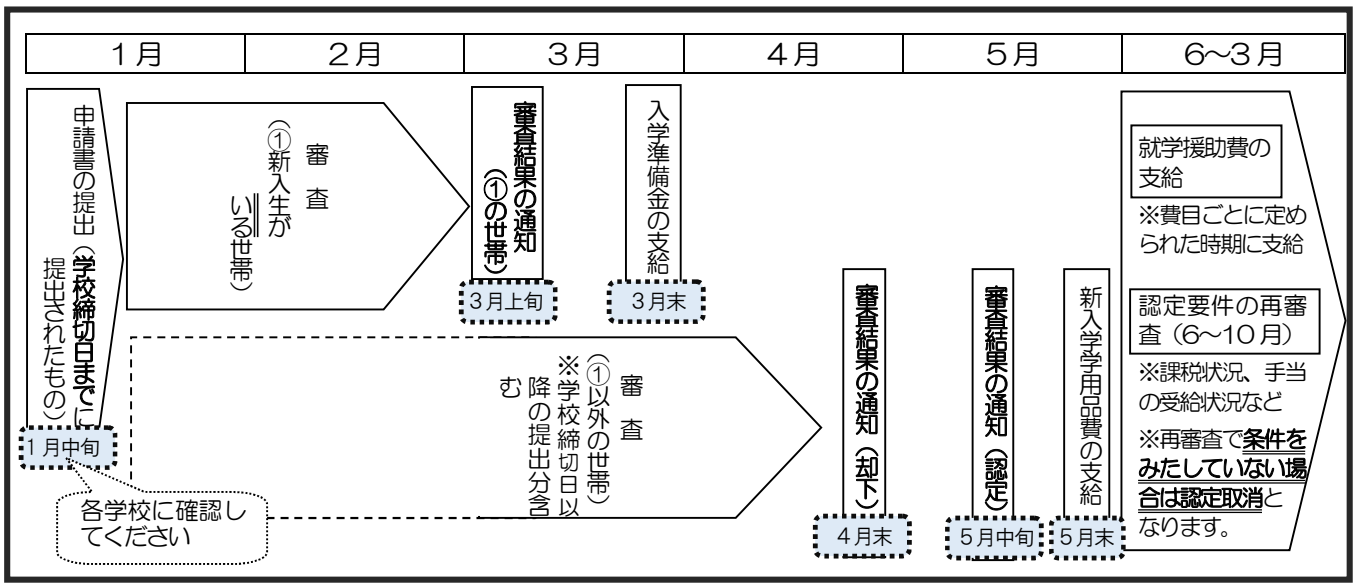

申請された後のお願い

◆ **申請後に世帯員の増減があった場合** ➡ 結婚や離婚、世帯人員に転入・転出があった場合など、新たな世帯構成で再審査が必要ですので、速やかに学校へお知らせください。

6 お子様が安心して学校に通うために

就学援助費は、お子さまの就学に係る経費として支給するものです。**就学援助費を受給しているにもかかわらず学校徴収金を納めないなど未納がある場合は、振込先を学校の口座に変更します。場合によっては援助を打ち切ることもあります。承諾・同意したうえで、申請してください。**

また、就学援助費返納金が生じた場合、速やかに納付してください。未納がある場合は受給できません。

☆問い合わせ先☆

各学校　または　松江市教育委員会 学校教育課 学事係　[電話]0852-55-5416

松江市役所 第四別館３階　〒690-8540 松江市末次町８６番地

その他の関連制度

就学援助制度とは別に、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、**無料又は低額な料金で診療を行う「無料低額診療事業」**があります。

市内では、**総合病院松江生協病院、ふれあい診療所、松江生協歯科クリニックで実施**しています。申込方法や利用方法等詳細については、直接、医療機関にお問い合わせください。